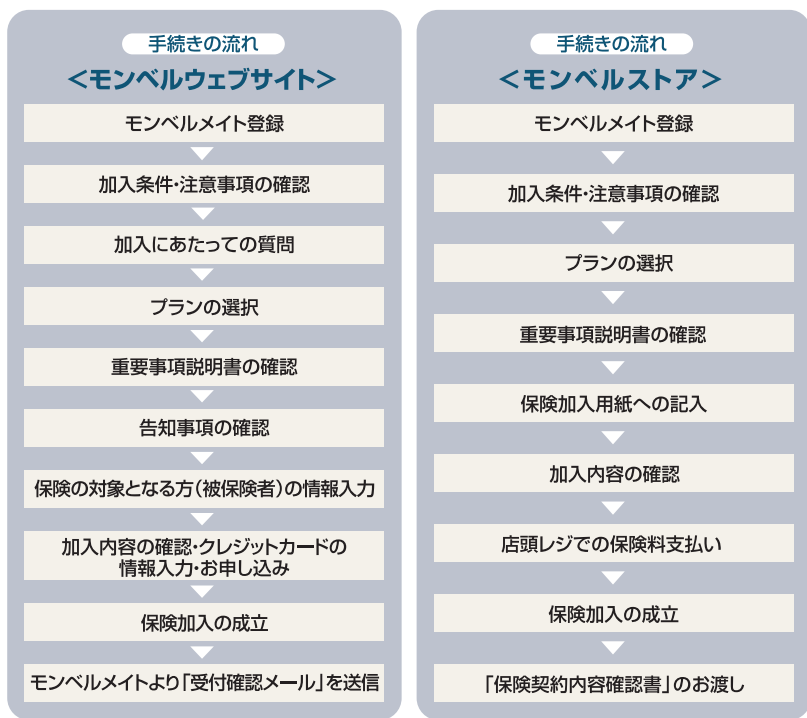
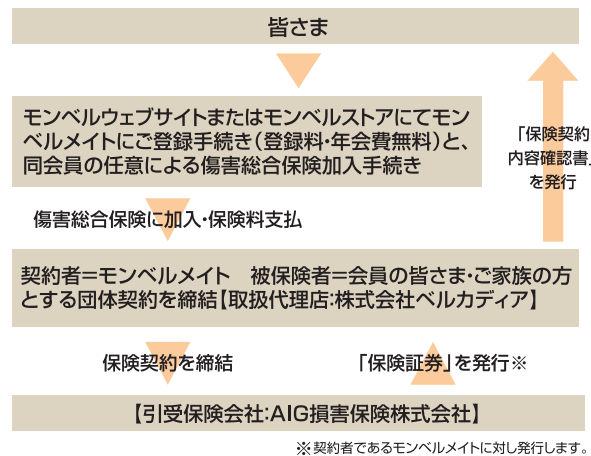


【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト代表者辰野勇、被保険者（保険の対象となる方）を会員の皆さま（ご本人）またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア（モンベルメイトの各サービスを運営）として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトにて「加入者証」をご確認いただけます。（ID・パスワードの登録が必要です。）

【引受保険会社】AIG損害保険株式会社



【ご加入条件について】

＜ご加入者（保険料負担者）について＞

- モンベルメイト（登録無料）のメンバーです。
- 加入時点の年齢が満18歳以上で法律上の行為能力を有している方です。

＜その他ご加入条件について＞

- 保険期間（保険のご契約期間）は1年間または長期（3年、5年）となります。
- 保険開始日時点での年齢が満75歳以上～満76歳以下は保険期間1年・3年、満77歳以上～満78歳以下は保険期間1年のみの申し込みが可能です。
- 保険責任開始時刻は保険開始日の午後0時（正午）からとなります。
- ウェブサイトからのお申し込みの場合、保険料のお支払いはご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。（お取り扱いカード：JCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club）
- 就業中対象外コースは有職者の方のみお選びいただけます。住居と職場を同じとする方、就業中か否かの区別が明らかでない方はお選びいただけません。
- 自営業者で同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている方は就業中対象外コースをお選びいただけません。24時間補償（A）コースまたは24時間補償（B）コースでのお引き受けのみとなります。
- 無職者の方（専業主婦・学生・年金受給者など）は24時間補償（A）コースとなります。※学生アルバイトを含みます。
- 保険契約の申し込みの撤回など（クーリングオフ）は対象外となりますのでご注意ください。
- 過去1年以内に傷害保険金を3回以上請求または受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- ご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円（無職者は2,000万円）を超える場合、入院保険金日額で30,000円（無職者は10,000円）または、通院保険金日額で20,000円（無職者は6,000円）を超える場合は、ご加入いただけません。
- 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
 - ①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - ②被保険者がご加入者本人以外の場合

＜保険の対象となる方（被保険者）について＞

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険開始日時点の年齢が満78歳以下です。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども（未婚）のいずれか1名です。

mont・bell mate

＜モンベルメイトについて＞

（登録無料）

- 1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。
 - モンベルクラブ会員（年会費：¥1,500）
 - モンベルの各種サービスをご利用でお客様番号をお持ちの方（通信販売、イベント参加者、旧モンベルクラブ会員など）
 ※保険加入前に、モンベルメイトに登録することも可能です。
- 2.サービス内容

モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービスなどをご利用いただくことができます。
- 3.登録内容に変更があった場合

氏名、住所、eメールアドレスなど届け出事項に変更がある場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、満期案内などがお届けできず、サービスが受けられなくなることがあります。

【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」など）を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

D-007874 2026-10

事故の状況やケガの程度をただちに（遅くとも事故の日から30日以内）ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険に関するお問い合わせ 傷害事故受付

<https://hoken.montbell.jp/>

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ

☎0120-938-593 携帯電話・IP電話からは 06-7220-3393

✉メールアドレス hoken@montbell.com

【受付時間】平日 10:00～17:30 土曜 10:00～15:00 【定休日】日曜・祝日

取扱代理店

Bellcadia 株式会社ベルカディア

保険窓口：M.O.C.（モンベル・アウトドア・チャレンジ）本部事務局
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

大阪企業営業部 営業第二課
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
TEL.06-7223-3011

1 000006 532153

#1905015 25/10

長期
補償タイプ

保険期間1年・3年・5年
保険料3,460円から

モンベルの アウトドア保険

アクティビティに合わせて

選べる2タイプ

さまざまなアウトドアスポーツに対応

モンベル 野外活動保険
傷害総合保険

危険度の高い山岳登山にも対応

モンベル 山岳保険
運動等危険補償特約付傷害総合保険

アウトドアを楽しむ人へ、
日常生活から安心を！

最短で翌日正午から
補償スタート

モンベルポイントが貯まる！

安心と一緒に
出かけよう

アウトドアフィールドで起こるリスクを幅広く補償！！



搜索・救助が
必要になった



ケガをして
治療費がかかった



他人にケガを
負わせてしまった



自分の物を誤って
壊してしまった

2025年10月1日以降保険始期契約用

お申し込みは、店頭または
モンベルウェブサイトから

▶ <https://hoken.montbell.jp/>



mont・bell

モンベルのアウトドア保険の特長

補償内容を動画で見る▶



充実の補償内容



安心プラン スタンダードプラン シンプルプラン

遭難時の捜索・救助や救援者の費用

- 救援者費用等補償特約(救援者費用等追加補償特約セット)
- 遭難捜索費用補償特約*1 ■ 遭難捜索追加費用補償特約*1

例

- ・登山中に滑落し、救助をうけた。
- ・カヤックで転覆し遭難した。
- ・道に迷い遭難。家族が警察に救助を要請した。

！ここがポイント さまざまな原因による遭難に対応

民間ヘリコプターを要請すると1時間当たり50万円程度になることもある救助費用。モンベルの長期補償タイプはさまざまな原因による**遭難時の捜索・救助や救援者の費用**を補償します。

対象となる遭難等の原因(例)

野生動物による襲撃

雪崩・落石

道迷い

滑落・転倒

病気・疲労

悪天候・噴火
地震・津波



安心プラン スタンダードプラン

ご自身のケガ

- 死亡保険金・後遺障害保険金 ■ 傷害医療費用保険金
- 通院保険金・入院保険金・手術保険金

例

- ・下山中に足を踏みはずし捻挫した。
- ・調理中にやけどを負った。
- ・雪崩に遭い死亡した。

！ここがポイント 日常生活や自然災害も補償

アウトドアでの活動中だけでなく、家事・お料理中・通勤中など日常生活でのケガも補償の対象です。さらに安心プランでは**地震・噴火・津波**によるケガまで、**総合的にサポート**します。



アウトドア中の事故 + 日常生活の事故 + 自然災害



安心プラン スタンダードプラン シンプルプラン

他人に対する賠償責任リスク

- 個人賠償責任補償特約

例

- ・自転車で歩行者をハネてケガをさせた。
- ・子どもがキャンプ場でつまずいて、他人のテントに倒れ込み壊してしまった。

！ここがポイント 対人・対物どちらの事故も補償されます。同居の親族など家族も補償対象。被害者や遺族との示談交渉サービス付き(国内のみ)で安心です。



安心プラン

持ち物の損害

- 携行品損害補償特約

例

- ・登山中に転倒し、トレッキングポールを破損。
- ・誤ってカメラを落として壊してしまった。
- ・サングラスを落とし、誤って踏んで壊してしまった。

！ここがポイント アウトドアだけではなく外出中の偶然な事故で持ち物が破損した場合に補償します。*2

※詳細は、補償内容の概要または約款等でご確認ください。 ※傷害医療費用保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金、携行品損害補償特約はセットしていないプランもあります。加入時にご注意ください。 ※海外での遭難時の捜索・救助や救援者の費用の補償可否についての詳細は、P6「Q&A よくあるご質問」のQ3・Q4をご確認ください。
*1 モンベル山岳保険のみ。 *2 補償の範囲について詳細はP6「Q&A よくあるご質問」のQ5をご確認ください。

さらに安心! 24時間電話健康相談サービス

医師、保健師、助産師、看護師などキャリアのある相談スタッフが、年中無休体制で対応する24時間電話健康相談サービスをご利用いただけます。

24時間健康・医療相談	医療機関情報等の提供	育児・介護・メンタルヘルスなどの相談
登山中にケガをしたので 応急処置の方法を教えてください など	下山口の最寄りにある 休日でも受診可能な病院はどこか など	日常生活での相談に それぞれの専門家が応じます

本サービスは、AIG損害保険株式会社がディーバック株式会社に委託して提供します。本サービスは予告なく中止または内容を変更する場合もございますのであらかじめご了承ください。

プランの選び方

STEP 1 楽しむアクティビティによって2タイプの保険から選べます。

Q

アイゼンやピッケルなどを使用する
本格的な山岳登はん*1を
行うことがありますか?



ない →

ある →

**モンベル
野外活動
保険**

- ハイキング/トレッキング
(ピッケル・アイゼン・ザイル等を必要としないルートであれば、軽アイゼン※
を使用した日本アルプスや富士山での登山、雪渓歩きなども対象です。)
- ボルダリング ■ サイクリング ■ キャンプ
- カヌー/カヤック ■ ゲレンデスキー など

**モンベル
山岳保険**

- アイゼン・ピッケルを使用した山岳登はん*1
- 山岳スキー
- ロッククライミング・フリークライミング
- ロープを使用するバリエーションルートの山行 など

※一般的に本来であればアイゼンが必要とされるルートであるにもかかわらず、ご自身の判断で軽アイゼンを使用した場合のケガや遭難時の捜索・救助費用などは野外活動保険では補償されません。

***1<山岳登はん・クライミングの補償対象について>**

<山岳登はんとは>ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングや、安全確保のためのロープを使用した人工壁(※)でのクライミング(リードクライミング・スピードクライミングに代表されるスポーツクライミングなど)を除きます。
(※)人工壁:もっぱらクライミングの用に供される、表面にクライミングのための突起・支点を施した人工の壁をいいます。

STEP 2 必要な補償に合わせてプランを選びましょう。

保険のタイプ・備えたい項目を選んだら、次はご自身のニーズに合ったプランを選びましょう

備えたいリスクに チェックを 入れましょう!	補償内容	おすすめ!		
		安心プラン	スタンダード プラン	シンプル プラン
		幅広い補償で あなたを守る	治療費用を 実費で補償	保険料を抑え 重大事故に備える
	遭難時の捜索・救助や 救援者の費用※1の補償 全プラン にセット	○	○	○
	他人に対する 賠償責任の補償 全プラン にセット	○	○	○
	ご自身のケガによる 死亡や後遺障害の補償 全プラン にセット	○	○	○
	ご自身のケガの補償 治療費の実費	○	○	—
	ご自身のケガの補償 入院・通院の日額	○	—	—
	ご自身のケガの補償 手術保険金	○	—	—
	持ち物の損害※2の補償	○	—	—
年間保険料		野外活動保険 11,310円～	5,000円～	3,460円～
		山岳保険 26,970円～	16,340円～	6,630円～

遭難時の救助費用はもちろん、
日常生活・災害時のケガや
携行品の損害にも備える
安心プランがおすすめ!!

さらに!

- 地震・噴火・津波による**ケガ**なども補償します
一般的な傷害保険では補償されない地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガや死亡も、「地震・噴火・津波危険補償特約」をセットしているため補償可能です。
- ケガをされた場合の**入院や手術、通院の補償が充実しています**
「入院保険金」「手術保険金」「通院保険金」の支払対象となる期間を延長する「入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」「通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」をセットしているため、長期間の入院や通院などにも対応しています。

※1 遭難時の装備品の損害※2の補償も含まれます。

※2 装備品の損害は「救援者費用等追加補償特約」、持ち物の損害は「携行品損害補償特約」で補償する損害をいいます。それぞれの特約の補償の概要についてはP6「Q&A よくあるご質問」のQ5でご案内しています。

2

3

モンベル 野外活動保険™

アウトドア・スポーツ中の事故によるケガや道具の破損、日常生活の事故まで補償

アウトドアで活動中の事故によるケガの補償をはじめ、捜索救助費用、ご家族（救援者）が事故現場へ向かう交通費や宿泊費の補償、他人にケガをさせてしまった場合の賠償事故、ギア（道具）やカメラなど持ち物の盗難や破損など、さまざまなトラブルに対応。もちろん、日常生活の事故も含まれます。

対象アウトドア・スポーツ例



ハイキング・トレッキング



トレイルランニング



サイクリング



カヌー・カヤック



登る壁が5m以下の
ボルダリング



キャンプ

※上記は一例です。詳しくはお問い合わせください。

プラン名 補償内容		安心プラン ^{※4}			スタンダードプラン		シンプルプラン	
		A131	A132	A133	B131	B132	C131	C132
保険金額	救援者費用等補償 （支払限度額）（保険期間を通じて）※1※2	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
	個人賠償責任補償 （支払限度額）（1事故につき）※3	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	死亡保険金	900万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円
	後遺障害保険金 （障害の程度に応じて）	36万円～900万円	16万円～400万円	8万円～200万円	16万円～400万円	8万円～200万円	16万円～400万円	8万円～200万円
	傷害医療費用保険金 （支払限度額）（1事故につき）	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	×	×
	入院保険金日額 （1事故につき1,000日限度）※5	7,500円	5,000円	1,500円	×	×	×	×
	手術保険金 （1事故につき1回）※5	入院中	75,000円	50,000円	15,000円	×	×	×
		入院中以外	37,500円	25,000円	7,500円			
	通院保険金日額 （1事故につき90日限度）※6	5,000円	3,000円	1,000円	×	×	×	×
保険料（一時払）	携行品損害補償 （支払限度額）（自己負担額3,000円） （保険期間を通じて）※1	10万円	10万円	10万円	×	×	×	×
		▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
	就業中対象外 ^{※7}	保険期間 1年	35,390円	21,910円	11,310円	7,000円	5,460円	3,460円
		保険期間 3年	88,490円	54,780円	28,270円	17,480円	12,480円	8,640円
		保険期間 5年	141,570円	87,640円	45,210円	27,960円	19,960円	13,820円
	24時間補償（A）	保険期間 1年	49,510円	30,490円	15,320円	10,090円	7,180円	4,320円
		保険期間 3年	123,890円	76,310円	38,350円	25,290円	18,130円	10,800円
		保険期間 5年	198,010円	121,950円	61,250円	40,350円	28,910円	17,260円
	24時間補償（B）	保険期間 1年	71,950円	43,480円	20,720円	14,230円	9,770円	5,920円
		保険期間 3年	180,020円	108,810円	51,860円	35,640円	24,480円	14,800円
		保険期間 5年	287,770円	173,910円	82,850円	56,910円	39,070円	23,660円

※1 保険期間3年、5年の契約は、「保険期間を通じて」を「各保険年度ごとに」と読みかえます。
【全てのプランにセット】 ※2 救援者費用等追加補償特約 ※3 賠償事故の解決に関する特約
【安心プランのみセット】 ※4 地震・噴火・津波危険補償特約 ※5 入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）
【就業中対象外のみセット】 ※7 就業中の危険補償対象外特約

（2025.10）

プラン表の見方

保険金額	補償内容毎の保険金額
保険料（一時払）	お客さまにお支払いいただく保険料
就業中対象外	お仕事での事故を除き 私生活のみ 補償
24時間補償	就業中か否かを問わず補償

◆24時間補償はお仕事の内容による危険度に応じて（A）または（B）の区分に分かれます。（パート・アルバイトを含む）
（A）：事務従事者、販売従事者、保健医療従事者、教員、サービス職業従事者など
（B）：農林業作業、建設作業、自動車運転者など
※就業中か否かの区別が明らかでない方、または自営業者の方で同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている場合は24時間補償（A）または（B）でのお引き受けとなります。（就業中対象外でのお申し込みはできません。）
※無職の方（専業主婦・学生・年金受給者など）は24時間補償（A）でのお引き受けとなります。

職
務
の
例
・
ご
職
業
・
一
覧

モンベル 山岳保険

より危険度の高いアウトドア・スポーツでの事故や遭難時の捜索費用まで補償

「モンベル野外活動保険™」に、危険度の高い山岳登山中の事故の補償を加えた保険です。ピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登山や、登山用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象としています。

対象アウトドア・スポーツ例

ハイキング・トレッキング

トレイルランニング

サイクリング

カヌー・カヤック

ボルダリング

キャンプ

登山用具



ピッケル等を使用する
山岳登山



登山用具を使用する
山岳スキー



登山用具を使用する
クライミング

安全確保のためのロープを使用した人工壁（※）でのクライミング（リードクライミング・スピードクライミングに代表されるスポーツクライミングなど）中の事故は、野外活動保険への加入で補償可能です。
（※）人工壁：もっぱらクライミングの用に供される、表面にクライミングのための突起・支点を施した人工の壁をいいます。

プラン名 補償内容		安心プラン※4			スタンダードプラン		シンプルプラン				
		D131	D132	D133	E131	E132	F131	F132	F133	F134	
本格的な 山岳登山時に 遭難した 場合の補償	救援者費用等補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)※1 ※2		500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
	遭難捜索費用補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)※1		200万円	150万円	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円	100万円	
	遭難捜索追加費用補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)※1		30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	
保険金額	個人賠償責任補償 (支払限度額)(1事故につき)※3		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
	死亡保険金		400万円	300万円	200万円	200万円	200万円	200万円	5万円	5万円	
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)		16万円～ 400万円	12万円～ 300万円	8万円～ 200万円	8万円～ 200万円	8万円～ 200万円	8万円～ 200万円	2,000円～ 5万円	2,000円～ 5万円	
	傷害医療費用保険金 (支払限度額)(1事故につき)		100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	×	×	×	
	入院保険金日額 (1事故につき1,000日限度)※5		5,000円	3,000円	1,500円	×	×	×	×	×	
	手術保険金 (1事故につき1回)※5	入院中	50,000円	30,000円	15,000円	×	×	×	×	×	
		入院中以外	25,000円	15,000円	7,500円						
	通院保険金日額 (1事故につき90日限度) ※6		3,000円	2,000円	1,000円	×	×	×	×	×	
	携行品損害補償 (支払限度額)(自己負担額3,000円) (保険期間を通じて)※1		10万円	10万円	10万円	×	×	×	×	×	
			▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		
保険料(一時払)	就業中 対象外 ※7	保険期間 1年	53,700円	39,870円	26,970円	20,960円	16,340円	15,460円	10,840円	11,250円	6,630円
		保険期間 3年	134,180円	99,620円	67,380円	52,390円	40,840円	38,650円	27,100円	28,120円	16,570円
		保険期間 5年	214,630円	159,360円	107,780円	83,800円	65,320円	61,820円	43,340円	44,970円	26,490円
	24時間 補償 (A)	保険期間 1年	62,230円	46,050円	30,960円	23,190円	18,570円	16,320円	11,700円	11,270円	6,650円
		保険期間 3年	155,700円	115,220円	77,470円	58,040円	46,490円	40,810円	29,260円	28,170円	16,620円
		保険期間 5年	248,980円	184,230円	123,830円	92,740円	74,260円	65,260円	46,780円	45,060円	26,580円
	24時間 補償 (B)	保険期間 1年	75,220円	55,110円	36,360円	25,730円	21,110円	17,920円	13,300円	11,310円	6,690円
		保険期間 3年	188,160円	137,860円	90,960円	64,390円	52,840円	44,810円	33,260円	28,270円	16,720円
		保険期間 5年	300,950円	220,480円	145,440円	102,910円	84,430円	71,660円	53,180円	45,220円	26,740円

（2025.10）

◆お引き受けできない職業 下記のご職業の方は24時間補償でのお引き受けができません。就業中対象外のみでのお引き受けとなります。
炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、職業スポーツ家、オートテスター（テストライダー）、テストパイロット、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ビザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業、潜水作業、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

Q&A よくあるご質問

<用語の説明>

山岳登山:ピッケル、アイゼン、ザイルハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングや、安全確保のためのロープを使用した人工壁(※)でのクライミング(リードクライミング・スピードクライミング)に代表されるスポーツクライミングなどを除きます。

(※)人工壁:もっぱらクライミングの用に供される、表面にクライミングのための突起・支点などを施した人工の壁をいいます。

Q1.靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金※ 支払い対象となりますか？

A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払いの対象となりません。
 その他、日焼け、野球肘、低温やけどなども支払いの対象となりません。ただし、滑落などの事故によるケガが原因で身動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払いの対象となります。

※死亡・後遺障害、入院、手術、通院、傷害医療費用の各保険金をいいます。

Q2. 通勤通学中の自転車での事故によるケガは保険金の支払い対象ですか？

A. 通勤通学時の自転車での事故をはじめ、日常生活上の事故によるケガも保険金支払いの対象となります。
なお、通勤時は「24時間補償」、「就業中対象外」のどちらでも補償の対象となります。

Q3. 海外での山岳登はん中の事故も補償されますか？

A.「モンベル野外活動保険」「モンベル山岳保険」における国内・海外での補償可否の概要は次の通りです。

		山岳登山以外の登山やハイキングなど			山岳登山		
		ご自身のけがの補償	遭難時の捜索・救助や 救援者の費用の補償	その他の補償※1	ご自身のケガの補償	遭難時の捜索・救助や 救援者の費用の補償	その他の補償※1
モンベル 野外活動保険™	国内	○	○	○	×	×	○
	海外	○	○※2	○※4	×	×	○※4
モンベル 山岳保険	国内	○	○	○	○	○	○
	海外	○	○※2	○※4	○※3	×	○※4

※1 その他の補償とは、「他人に対する賠償責任の補償」「持ち物の損害の補償」をいいます。
 ※2 一部国内のみの補償となります。詳細はQ4を参照ください。
 ※3 エベレスト、K2、マナスルなど標高6,000m以上の山への登はん行程中の事故は補償対象外です。
 ※4 個人賠償責任補償特約に自動的にセットされている「賠償事故の解決に関する特約」は日本国内で発生した事故に限り対象とします。

Q4.「救援者費用等補償特約※1」「遭難捜索費用補償特約」「遭難捜索追加費用補償特約」の違いはなんですか？

A.「救援者費用等補償特約※1」「遭難搜索費用補償特約」「遭難搜索追加費用補償特約」は、遭難などの事故の際に負担する搜索救助などの費用を補償する特約ですが、補償対象となる活動や地域、補償する範囲が異なります。主な相違点については次の一覧でご確認ください。

	救援者費用等補償特約※1	遭難搜索費用補償特約	遭難搜索追加費用補償特約
●対象となる保険商品	野外活動保険、山岳保険	山岳保険	
●補償対象となる活動	山岳登山以外の登山やハイキング中の遭難や搭乗中の航空機や船舶の遭難など	山岳登山行程中の遭難	
●補償対象となる地域	国内、海外※2	国内のみ	
●補償対象となる費用	①～⑥の費用	①から⑤の費用を以下の通り補償	
①搜索救助費用	○	○	—
②救援者の現地への往復交通費	○	—	○
③救援者の現地での宿泊料	○	—	○
④現地からの移送費	○	—	○
⑤諸雑費	○	—	○
⑥装備品の損害	○	—	—

※1 救援者費用等補償特約には救援者費用等追加補償特約をセットしています。
 ※2 遭難の原因が病気・疲労・悪天候・地震・噴火・津波等による場合は国内のみ対象となります。 ※詳細は、補償内容の概要または約款等でご確認ください。

Q5. Q4の⑥装備品の損害の補償(救済者費用等追加補償特約)と携行品損害補償特約の違いについて教えてください。

A. 対象となる事故の範囲や対象となるもの、対象とならないものが異なります。主な例など次の一覧でご確認ください。

項目 \ 特約	携行品損害補償特約 (安心プランのみセット)	救護者費用等追加補償特約 (全てのプランにセット)
対象となる事故の範囲	住宅外での日常生活全般 (山岳登山行程中の遭難・行方不明の場合も含みます)	遭難・行方不明の場合のみ (山岳登山行程中は除きます)
対象となるもの	スキーやスノーボードの板、釣り竿、カメラ など	左記に加え、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、携帯電話、眼鏡 など
対象とならないもの	スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット型端末、携帯電話、眼鏡、カメラ、カヤック、自転車、サーフボード など	カメラ、カヤック、自転車、サーフボード など

(注) 携行品損害補償特約と救援者費用等追加補償特約の両方でお支払い対象となる場合であっても、実際の損害額を超えて保険金をお支払いすることはございません。

「個人賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は次のとおりとなります。①.本人 ②.本人の親権者 ③.本人の配偶者 ④.①から③までの同居の親族 ⑤.①から③までの別居の未婚の子 ⑥.本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。⑦.②から⑤までのいずれかに該当の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

野外活動保険™(傷害総合保険)&山岳保険(運動等危険補償特約付傷害総合保険)内容の概要

基本補償の補償内容		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には※、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。 ※保険期間3年、5年の契約は「既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には」を「その保険事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた保険事故による傷害に対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には」に読みかえます。			●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故	
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。(注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて*1、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。			●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺死（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には保険金をお支払いします。）	
入院保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について、〔ご契約の保険金日額×入院日数〕をお支払いします。 ※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）セット			●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの	
手術保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき1回限度） ①入院中に受けた手術の場合 〔入院保険金日額×10〕 ②①以外の手術の場合 〔入院保険金日額×5〕 ※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）セット			●地震・噴火またはこれらによる津波 ※地震・噴火・津波危険補償特約をセットする場合は除きます。	
通院保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院（通院に準じた状態※（※1）および往診を含みます。）について、〔ご契約の保険金日額×通院日数〕をお支払いします。（1事故につき、90日限度） （※1）医師の指示により、保険の約款に定める部位（長管骨、脊柱、上肢、下肢の3大関節など）を固定するためにギプスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。 （※2）ギプス（キャスト）、ギプスソーネ、ギプスシャーレ、副子（ソーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハーベストをいいます。 ※通院保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）セット			●特に危険な運動中のケガ（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） (注)山岳保険は運動等危険補償特約付傷害総合保険ですので、山岳登山は*2については補償の対象となります。	
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 （1事故につきご契約の保険金額限度） ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示により購入した薬剤・医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。			●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など	
特約の補償内容		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
個人賠償責任補償特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人（保険申込書の被保険者欄に記載の方）の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。 ＜お支払いする保険金＞次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につきご契約の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士への選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。			●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任 など	
携行品損害補償特約 (再調達価額補償型)	被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは合計5万円）を限度として、再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）で算定した損害の額または修理費をお支払いします。（再調達価額を限度とし、また、保険期間を通じて*1、ご契約の保険金額限度） (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●携帯電話・スマートフォンなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品 ●ノート型パソコン・タブレット型端末・電子辞書などの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など (注2)貴金属などは、時価額により算定します。（注3）自己負担額（1事故につき3,000円）があります。			●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）、原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など	
救援者費用等補償特約 【救援者費用等追加補償特約セット】	被保険者が次のいずれかに該当したことにより、ご契約者、被保険者またはその親族が捜索救助費用などを負担した場合に、その費用に対して保険金をお支払いします。（保険期間を通じて*1、ご契約の保険金額限度） 1. 搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 2. 日本国内での野外活動中における偶然な事故（※）によって、被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合 (※)「急激かつ偶然な外来の事故」による場合は、日本国外でもお支払いの対象となります。 3. 被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 ＜お支払いする保険金＞ 次の費用の額をお支払いします。 ①捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ②現地までの救援者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度） ③救援者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度） ④現地からの移送費用 ⑤救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遗体処理費などの諸雑費（遺難等の発生場所が日本国外の場合20万円、日本国内の場合3万円が限度） ⑥上記1または2に該当した被保険者の装備品（※1）にかかる費用。なお、装備品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは合計5万円）を限度として、再調達価額（※2）で算定した損害の額または修理費とします。（再調達価額（※2）を限度とし、また、保険期間を通じて*1、ご契約の保険金額×10％限度）（※3） (※1)装備品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ（眼鏡を除きます）、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など (※2)同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。ただし、貴金属などは、時価額により算定します。 (※3)自己負担額（1事故につき10,000円）があります。 (注1)②③の費用において、上記2の場合にその被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（※）もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。（※）捜索、救助または移送をいいます。			●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）、原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●脳疾患、病気または心神喪失（ただし、日本国内で生じた「保険金をお支払いする主な場合」1または2の場合は、保険金をお支払いします。） ●入浴中の溺死（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●地震・噴火またはこれらによる津波（ただし、日本国内で生じた「保険金をお支払いする主な場合」1または2の場合は、保険金をお支払いします。） ●「保険金をお支払いする主な場合」3について、むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ＜装備品補償固有の事由＞ ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など	
地震・噴火・津波危険補償特約	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガを原たる保険金（以下）の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。【対象となる保険金】基本補償（死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用）の保険金			—	
遭難捜索費用補償特約 【日本国内のみ補償】	山岳登山は*2の行程中に遭難したことにより、その捜索、救助または移送のため、捜索活動を行った者に対して負担した費用をお支払いします。（保険期間を通じて*1、ご契約の保険金額限度）			—	
遭難捜索追加費用補償特約 【日本国内のみ補償】	山岳登山は*2の行程中に遭難したことにより、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用をお支払いします。（保険期間を通じて*1、30万円限度） ＜お支払いする保険金＞次の費用の額をお支払いします。 ①現地までの救援者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度） ③現地からの移送費用 ②救援者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度） ④交通費、通信費、遗体処理費などの諸雑費（3万円限度）			—	
運動等危険補償特約	山岳登山は*2の行程中にケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 ただし、標高6,000m以上の山への登山は除きます。 【対象となる保険金】基本補償（死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用）の保険金			—	

*1. 保険期間3年・5年の契約は「保険期間を通じて」を、「各保険年度ごとに」と読みかえます。 *2. 「山岳登はん」については、左ページの「用語の説明」をご確認ください。